

改正案	現行
<p>第一 外壁の構造方法は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 <u>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といつ。）</u> 第八十八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるもの（ハ（3）イロ及び（ニ）に掲げる構造方法にあつては、土塗壁と間柱及び桁との取合いの部分（以下「取合いの部分」といつ。）を、当該取合いの部分にちりじやくりを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ（1） 略</p> <p>（2） <u>土塗真壁造で、塗厚さが四十ミリメートル以上のもの（裏返塗りをしないものにあつては、間柱の屋外側の部分と土壁とのちりが十五ミリメートル以下であるもの、又は、間柱の屋外側の部分に厚さが十五ミリメートル以上の木材を張つたものに限る。）</u></p> <p>（3） 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。</p>	<p>第一 外壁の構造方法は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 <u>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といつ。）</u> 第八十八条に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ（1） 略</p> <p>（2） <u>土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが二十ミリメートル以上のもの</u></p> <p>（3） 次に定める防火被覆が設けられた構造とすること。ただし、真壁造とする場合の柱及びはりの部分については、この限りではない。</p>

- (i) ~~屋内側にあつては、次のいずれかに該当するもの~~
 - (イ) ~~口(1)に定めるもの~~
 - (ロ) ~~土塗壁で塗厚さが三十三ミリメートル以上のもの~~
- (ii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 鉄網モルタル塗又は木ずりしつくい塗りで厚さが二十ミリメートル以上のもの
 - (ロ) 木毛セメント板張又はせらごとボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの
 - (ハ) 土塗壁で塗厚さが二十ミリメートル以上のもの(下見板を張ったものを含む。)
- (三) ~~厚さが十二ミリメートル以上の下見板(屋内側が(イ)ロに該当する場合に限る。)~~
- (ホ) 口(2)から()のいずれかに該当するもの

- (i) 屋内側にあつては、口(1)に定めるもの
- (ii) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 鉄網モルタル塗又は木ずりしつくい塗りで厚さが二十ミリメートル以上のもの
 - (ロ) 木毛セメント板張又はせらごとボード張の上に厚さ十五ミリメートル以上モルタル又はしつくいを塗ったもの
 - (ハ) 土塗壁で塗厚さが二十ミリメートル以上のもの(下見板を張ったものを含む。)
- (三) 口(2)から()のいずれかに該当するもの